

美術評論家連盟
INTERNATIONAL ASSOCIATION OF ART CRITICS, JAPAN
〒102-8322東京都千代田区北の丸公園3
東京国立近代美術館内

「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」における
「表現の自由」の問題、および美術評論家連盟の今後の方針について

このたび美術評論家連盟では6月5日に「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」に関して国立新美術館 青木保館長宛に公開質問状を送付し、6月29日に別添のような回答を得ました。

この質問状と平行して、美術評論家連盟が本件関係者数人にヒヤリングをした結果、双方の経過の認識にはいくつかの不明点と食い違いがありました。

美術評論家連盟は、この正否についてさらに調査し明確化する立場にはありませんが、問題の根底には、作品発表の場である美術館の施設貸し出し・運営規約に、現代の美術表現の現状には妥当しないような条項が含まれていることにもあるように見受けられます。

本来美術館は表現者の自由な表現をできる限り擁護し、守る立場にある事に鑑み、美術評論家連盟は、今後も表現の自由を擁護し、その重要性について問いかけていく所存です。

2018年7月29日

美術評論家連盟

2018年6月28日

美術評論家連盟 御中

国立新美術館
館長 青木 保

公開質問状に対するご回答

当館は、「平成29年度 第41回 東京五美術大学連合卒業・修了制作展」(以下「本件展示」といいます。)に関する貴連盟の2018年6月5日付「公開質問状」(以下「公開質問状」といいます。)に対し、以下のとおりご回答いたします。なお、本回答は、個人情報保護の観点から、可能な限り個人の特定に繋がる内容を避けて回答しています。

当館は、平成29年度、74の団体に公募展示室の貸出をしており、そのうちの一団体として、本件展示の主催者である多摩美術大学、女子美術大学、東京造形大学、日本大学芸術学部及び武蔵野美術大学に対し、2018年2月22日から3月4日まで、本件展示のために公募展示室の使用許可を行いました。

公募展示室を使用し実施する美術展については、当該美術展の主催者が個別作品の展示の可否を判断します。公募展示室の貸出にあたっては、本件展示の主催者を含むすべての団体に対し、当館は、施設管理・運営上の観点から、当館が定める公募展示室の利用に関する規約(以下「利用規約」といいます。)をお伝えし、利用規約に基づいた利用をお願いしております。

本件展示の開催準備及び運営は、本件展示の主催者を取りまとめる幹事校が主体となって執り行なっていましたが、当館は、公募展示室の貸主として、公募展示室の利用に関して必要な範囲で、幹事校を通じて主催者と協議を行いました。その過程において、当館は、主催者が展示を予定する作品について、利用規約上問題がある場合には、その旨幹事校を通じてコメントを差し上げております。

貴連盟は、公開質問状において、当館が『「肖像権侵害」、「外国人および人種差別への抵触」などを理由として、複数の作家の作品に対する部分的な撤去指示』を行ったと認識しておられるようですが、そのような事実は全くありません。本件展示における作品展示の可否は主催者が判断しています。当館は、本件展示で展示される作品に関し、幹事校を通じて利用規約上の問題点をコメントしておりますが、貴連盟ご指摘の「外国人および人種差別への抵触」という問題点を指摘した事実はありません。

なお、当館は、本件展示で展示される予定の作品のうち、第三者が特定出来る可能性のある映像が含まれている作品について、本人の承諾なくそのような映像を本件展示において公開した場合、肖像権侵害の可能性があるので、公的な美術館として懸念があるとのコメントを幹事校にお伝えした事実はありますが、幹事校又は当該作品の作者ご本人に対し、当該作品の展示を行わないよう指示したことはありません。

本件に関しましてご不明な点等がありましたら、貴連盟まで説明にお伺いしても良いかと思っております。当館は今後も公募展示室の貸出を含め、すべての業務においてより多くの皆様にご利用頂けるよう努めます。

最後になりましたが、貴連盟の今後の益々のご活躍を祈ります。